



令和 3 年 9 月 2 日  
午前・午後 11 時 02 分 受領

議長	事務局長	係

令和 3 年 9 月 2 日

愛南町議会議長 原田 達也 殿

愛南町議会議員 金繁 典子



### 一般質問通告書

次のとおり通告します。

( 答弁一括方式 答弁分割方式 )

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 震災から命を守るために～家屋の耐震化を進める重要性と、愛南町における取り組みについて</p> <p>南海トラフ地震は今後 30 年以内に発生する確率が 70～80%、M9.0 クラスの巨大地震になる可能性があると言われており、防災対策を効果の面から優先順位をつけて急いで整備する必要があります。</p> <p>その一つが家屋の耐震化です。国は「阪神・淡路大震災においては犠牲者の 8 割以上が建築物の倒壊によるもの」であったとし、「震災対策を推進する上で建築物の耐震性の向上が最重要課題の一つ」(内閣府)として、国も県も補助金制度を創設し、昭和 56 年以前に建築された建築物の耐震化を促しています。</p> <p>愛南町は、巨大地震発生の際には津波が押し寄せ、その波が県内で最も高く最も速く到達することが予測されています。そのため、津波から逃れられるためにもまずは家屋から無事に出られることが命を守るために必要な第一歩です。愛南町には数千戸の耐震化対象の木造家屋があり、町長も耐震の必要性と耐震化率の向上を図る意思をこれまでも繰り返し表明されています(平成 29 年</p>	町長

第3回定例会、平成31年第1回定例会)。

しかし実際には、県内20市町の中で、家屋の耐震化目標を最も低く設定しているのが愛南町です。令和2年度目標わずか1戸(実績1戸)、令和3年度目標も1戸のみです(「愛媛県住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」令和3年3月策定)。その年間予算もわずか461万円(令和2年度、3年度)です。

先ごろ愛南町議会総務文教常任委員会で視察させていただいた黒潮町では、耐震化の年間工事件数約150件、年間予算2億数千万円を充て、耐震化を積極的に進めており、これまで耐震化診断1,623件、改修工事825戸の実績があるそうです(令和2年末)。

そこで伺います。

(1) 愛南町において、耐震化目標を年間1戸と低く設定している理由は何ですか。

(2) 耐震化を進め(られ)ない原因をこれまでどのように克服しようとしてこられましたか。

(3) 今後は耐震化をどのように進めようとお考えですか。

2. 防災対策と関連事業について関係地区の住民にまず説明と対話を～旧西海中学校を西海地域(西浦地区を含む)の防災拠点として新たに道路(旧西海有料道路～旧西海中学校)を建設する計画(新規道路改良事業)の経緯等について

町長

5月に町から議会に対し、防災目的で西海地域に新たに町道を建設したいとの事業説明がありました（5月28日全員協議会）。それによると、旧西海中学を防災拠点としているので、大地震が発生した際に旧西海中学校から旧西海有料道路をつなぐ道を建設することが必要とのこと（全長300m 道路幅4m）。

その道路の測量設計委託料が6月議会で補正予算として承認され、8月に770万円で落札されています。道路建設の工事自体の議案はまだ議会に提出されていませんが、工事費は約1億2千万円（現在の見込み）、今年度から令和6年度まで3～4年間かけて建設したいとのこと。

一方で、西海地域の町民からは、「震災が来たら崖崩れが怖くてとても旧西海中学校まで移動できないだろう。まずは崖崩れ防止や避難道の整備をしてほしい」「まず地元地区に風雨がしのげる避難所を作って食料などの備蓄をして欲しい」など命を守るための切実な声を聞きます。そこで伺います。

（1）旧西海中学校を防災拠点とする具体的な計画はできていますか。できていればその内容（どの地区のおよそ何人の避難使用を想定しているか、発生後どのくらいの時間経過時点で救援物資の到着を想定しており、他の道路の使用の可否など）の説明を求めます。

（2）新たに道路（旧西海有料道路～旧西海中学校）を建設する計画の経緯（発端～計画に至るまで）の意思決定の過程（誰がどのように行ったか等）について説明を求めます。

(3) 旧西海中学校を防災拠点とすることと、それに伴い新たに町道（旧西海有料道路～旧西海中学校）を建設する計画について、関係地区の住民に説明、対話しましたか。

(4) 6月議会で町長は、「一時避難場所は各地区地区の集落に造ってます」と発言されましたが、例えば西浦地区には風雨をしのげる避難所、食料などの備蓄は整っていません。新規道路建設の計画を議会に提出する前に、まずは関係地区の住民の意見を聞いて防災対策の優先順位を決めるべきではないですか。

3. 小山地区における太陽光発電事業の不許可処分（不適切な行政処分）の補償問題について、その後の状況と非違行為の責任について

町長

先の6月議会においても質問した本件は、愛南町が2019年9月に許可した小山地区の太陽光発電事業について、昨年2月に不許可とする行政処分を行なったところ、事業者側から事務手続き上の不備の指摘があり事件が発覚（昨年9月）した件です。町は9月25日に当時の担当課長と担当者への事実確認を行って不許可処分を取り消し、11月には不適切な行政手続きであったことを認めて事業者に謝罪し補償交渉を続け、今年5月からは町の顧問弁護士とは別の弁護士を雇い（着手金22万円）、事業者との補償交渉等を続けています。

その後、6月9日に事業者側から「補償に関する文書」が町に送付されてきたのに対し、7月6日に町から事業

者側に「最終的に決定した回答文書」を送った、と議会に説明がありました（8月2日）が、これら交渉の文書の内容は一切明らかにされていません。そこで伺います。

（1）現在の補償交渉の状況はどうなっていますか。

（2）本件に関し、弁護士への最初の委任契約着手金（22万円）以外に費用は発生していますか。出費していればどの予算から出費していますか。

（3）昨年9月25日に当時の担当課長と担当者への事実確認を行って不許可処分を取り消してからすでに1年を経過しようとしています。町長は「この度の本町職員が行った不適切な事務は、私の責任である」と明確に事業者側に伝え（公文書：令和2年11月27日愛総発第814号）、議会でも「全て自分の責任」と発言されています（令和3年第1回定例会）。

いつどのような責任を取るおつもりですか。

4. 愛南町職員全体（221人）の6割近くに増加した愛南町の課長補佐職（42.5%）と課長職（14.5%）への昇任基準と、昇任の公平性、納得性、透明性を確保し、非違行為の防止、能力発揮等のための方策について

愛南町では近年、課長補佐の職員数、職員全体に占める割合が大幅に伸びています。

2008年には課長補佐は職員全体の12.1%（39人）で、他の町でも概ね13～15%です（砥部町令和3年4月、松前町令和2年4月、内子町令和2年4月時点）。

しかし愛南町では、昨年4月には課長補佐職が89人、

町長

全体の約4割（39.1%）を占めるようになり、今年度においてはさらに増え、94人、全体（221人）の42.5%となり、2008年度と比べて3.5倍（割合）に増えました。課長職と合わせると126人、職員全体の6割近く（57.0%）が管理職とその補佐ということになります。

（1）愛南町には課長補佐及び課長への昇任試験がありません。昇任の適否は誰がどのように判断されていますか。

（2）他の多くの自治体では課長補佐職や課長職への昇任に試験を実施しています。愛媛県では、求められる職員像として「高い使命感と倫理観・遵法精神（法律や社会規範を遵守することを強く意識し、公正・公平に業務を遂行していくこと）を具えた職員」であることを基礎として、年齢に関係なく意欲、能力のある職員を積極的に課長に登用する昇任試験を実施しています（「愛媛県人材育成方針」）。

近年愛南町で繰り返し起こされている課長級職員の非違行為とそれに伴う損害や影響を未然に防止するとともに、公平な評価による能力発揮、職場環境の改善、町民の信頼回復等のために、昇任に公平性、納得性、透明性を担保する制度、例えば昇任試験を実施するべきではないですか。